

【ポイント②】 除去のみで再植栽を行わない場合

※次に掲げる事例のほか、代表事例4参照

a. 震災復興の嵩上げ事業に伴う除去<国土交通省三陸国道事務所の事例>

東日本大震災の大津波によって被災した国道45号嬉石松原沿道に植えられていた、延長約2kmのソメイヨシノの並木を除去した事例です。



この並木は、震災復興土地区画整理事業と嵩上げ事業の支障になるとともに状態も悪いことから、移植・除伐等の検討を行いました。地元住民が維持管理に参加していることから、合意形成の取組みを必要と判断しました。

合意形成に向けたソメイヨシノの取扱いの検討は、震災復興に係る会議の一議題として行われました。沿道住民には、ソメイヨシノの寿命や、移植が困難であるという理解を得ることができ、除去する方向で合意しました。

b. 大径木と維持管理負担増に伴う除去<関市の事例>

延長約4kmのイチョウ並木を除去した事例です。

樹木の大径木化による視認性の悪化や、自治会に依頼している落ち葉処理の負担が年々増えていることから、地域から除去の要望が出ていました。



沿道住民の協力で落ち葉清掃を行っていることや、街路樹に対して愛着がある住民もみえるため、ワークショップの手法を用いて合意形成を図りました。

具体的な話し合いを行うため、対象木にマーキングを行い、参加者と一緒に現地確認を行いました。